

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営理念の『eSOL Spirit』を『コンプライアンス基本方針』に則り実践することでステークホルダーからの信頼を確保し、お客様の利益と社会の発展に貢献することです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則をすべて実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イーソル従業員持株会	119,137	29.20
株式会社KAM	35,268	8.60
笠谷喜代年	34,019	8.30
株式会社ビーオービー	30,000	7.40
山田光信	21,203	5.20
長谷川勝敏	20,000	4.90
株式会社アパールデータ	20,000	4.90
久保田伊佐雄	10,601	2.60
澤田勉	10,000	2.50
上山伸幸	9,446	2.30

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上前勉	他の会社の出身者											
奥谷弘和	税理士											
高橋廣司	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上前勉	○	○	——	長年にわたる証券業界での業務経験による資本市場及び株式市場に関する豊富な経験と見識を有することから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断して選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
奥谷弘和	○	○	——	税理士等としての専門的知識・経験等を有することから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断して選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

高橋廣司	○	○	——	公認会計士としての経験と幅広い見識を有することから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断して選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
------	---	---	----	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

社内の情報収集等の面から常勤者が重要な役割を果たすと考えことから、常勤監査等委員を1名設置しております。補助すべき使用人に関しては、現時点では会社規模から、不要と考えております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社グループでは、監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の三者が連携して監査を行う三様監査の体制をとっており、三者間での相互連携の強化に努めています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外取締役をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

通常の役員報酬にて、当該取締役の業績に報いることとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

——

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

上場申請のための有価証券報告書において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員を除く。)の報酬は、当社業績並びに各取締役の役位、職務内容及び業績等をもとにして株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会にて決定しております。

監査等委員の報酬は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査等委員会にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会事務局である経営企画室が取締役会の資料を事前に配布しており、必要に応じて、事前説明を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会

取締役会は全取締役10名(うち監査等委員4名)で構成され、法令・定款・当社規程等に定められた事項や経営上の重要事項についての報告・審議を通じて意思決定を行うとともに、取締役の業務の執行状況を監督しております。定時取締役会は毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名で構成されており、うち3名が社外取締役であり、常勤の監査等委員が選任されております。監査等委員会は、毎月1回開催しております。さらに、内部監査部門と会計監査人と定期的に会合を開催して、適宜、情報の共有をはかっております。

経営会議

当社の経営会議は常勤取締役、執行役員及び管理部長等で構成され、原則月1回開催されております。経営会議は、取締役会への付議についての事前審議、各事業部門の実務報告などを行い、意思決定の迅速化や業務執行の効率化をはかっております。

ガバナンス室

社長直轄のガバナンス室が内部監査業務及びコンプライアンス推進業務を分掌しております。体制は執行役員1名と従業員1名であり、計画に基づく内部監査の実施やコンプライアンスの社内啓蒙活動等を行っております。

責任限定契約の内容

当社は、各取締役(監査等委員)との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループはコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、監査を担う者が取締役会の議決権を有するという現在の監査等委員会設置会社の体制が経営の公正・透明性を維持、向上させるために最適と判断し、本体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組んでいく予定であり、当社ホームページに招集通知を掲載する予定であります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、12月決算のため3月に定時株主総会を開催しており、3月決算会社と異なり、株主総会集中日を避けた開催が可能です。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後、検討すべき事項として考えております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的な開催を目指しております	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	積極的な開催を目指しております	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項として考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	四半期ごとの決算短信、四半期報告書、有価証券報告書を掲載しております。また、決算情報以外につきましても、適時開示を行った内容を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コンプライアンス基本方針と行動規範において、株主、取引先、従業員等のステークホルダーに対する社会的責任を自覚し、公明正大で透明性のある経営を行うべく取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページのIR専用ページ、適時開示等を通じて、ステークホルダーに対し情報開示を行なっていく予定であります。
その他	経営戦略として、年齢や性別を問わず、多種多様な全ての社員が、いきいきと・元気で・モチベーション高く活躍し続けられる社内風土・職場環境の実現に取り組んでおり、その一環として、ワーク・ライフ・バランスを推進しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において、以下の「内部統制システムに関する基本方針」を決定し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保する体制を整備しております。

1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、コンプライアンス規程を定めると共にすべての役員及び従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動を取るためのコンプライアンス・マニュアルを策定しております。また、直接従業員から通報相談を受付ける通報窓口を設け、法令違反又はコンプライアンス・マニュアルに反する行為又はそのおそれがある事実の早期発見に努めます。通報窓口は通報者に対する匿名性を担保すると共に不利益となる取扱いの防止を保証しております。

(2)当社は、社長直轄の内部監査部門が経営課題に的確に対応した内部監査を通じて内部管理に関する課題を提起することにより、コーポレート・ガバナンスを強化するとともに、子会社を含む各組織に対して内部管理プロセスを重視した内部監査を実施し牽制機能の充実ははかっております。

(3)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断すると共にこれら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応いたします。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を、法令及び社内規程に基づき適正に保存及び管理しております。また、法令又は証券取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示をおこないます。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響を与えるリスクを事前に把握、分析、評価したうえで適切な対応策を準備し、発生したリスクによる損失を最小限にすべく組織的な対応をおこなうと共に、リスクマネジメント状況を監督し、定期的な見直しをおこなっております。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するため、取締役会は、経営の基本方針・法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を決定すると共に、業務執行の状況を監督する機関と位置づけ、運用をはかっております。また、当社は、環境変化に対応した会社全体の将来のビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定しております。さらに、取締役会の下に、社長が議長を務める経営会議を設けて、取締役会の議論を充実させるべく事前審議をおこなうと共に、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議しております。また、当社は、執行役員制度を導入し、権限の委譲を図っております。

5.当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の経営企画室の管理のもと、子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については予め当社の承認を求めることや、当社に報告を求めることにより、子会社の経営管理をおこなっております。さらに、当社の内部監査部門が当社グループ全体に対して内部監査を実施し、業務の適正を確保しています。

6.監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、社長直轄の内部監査部門が監査等委員会の求めに応じて監査等委員会の監査を補助することとしております。監査等委員会の招集事務、議事録の作成、その他監査等委員会運営に関する事務は内部監査部門がこれを補佐します。また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得ること、監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、当社取締役(監査等委員であるものを除く。)の指揮命令を受けないものとするにより、取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を確保しております。

7.当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制その他の監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

当社は、当社監査等委員会が定期的に取締役又は使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備すると共に、監査が実効的におこなわれることを確保するため内部監査部門が監査等委員会の業務を補助しております。また、内部監査部門は内部通報制度により当社グループの役職員から得た通報内容について、当社監査等委員会に報告をおこなうこととしております。さらに、当社及び子会社の監査等委員または監査役間での情報共有をはかっております。当社グループは、内部通報をしたことを理由に不利益な取扱いをおこなってはならない旨を定めると共に、当社の内部監査部門へ報告をおこなった当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをおこなうことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。

8.監査等委員会の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けているほか、監査等委員会がその職務について生じる費用の前払い等の請求をしたときには、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを基本方針としております。

(2)反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

・体制の整備状況

不当要求等に対する対応部署を管理部人事総務課、最高責任者を管理部長としております。

・外部組織との連携状況

公益社団法人暴力団追放運動推進都民センターに加入し情報収集に努めるとともに、警察関係とも連携できる体制を整えております。

・各取引における反社会的勢力排除の整備状況

各種契約書に社会的勢力排除条項を設けており、さらにその条項に違反した場合の契約解除要件を明確に定めております。

・教育体制の整備状況

コンプライアンス部門が中心となり、反社会的勢力への取組みへの教育を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

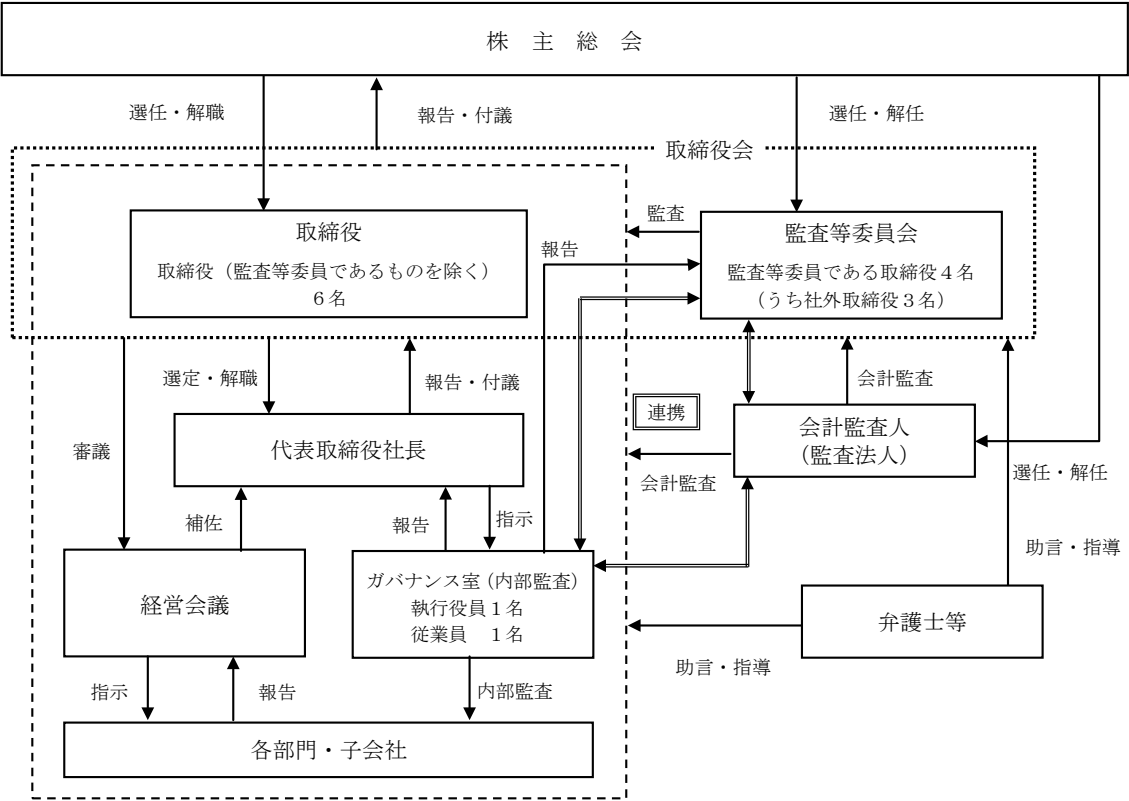
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

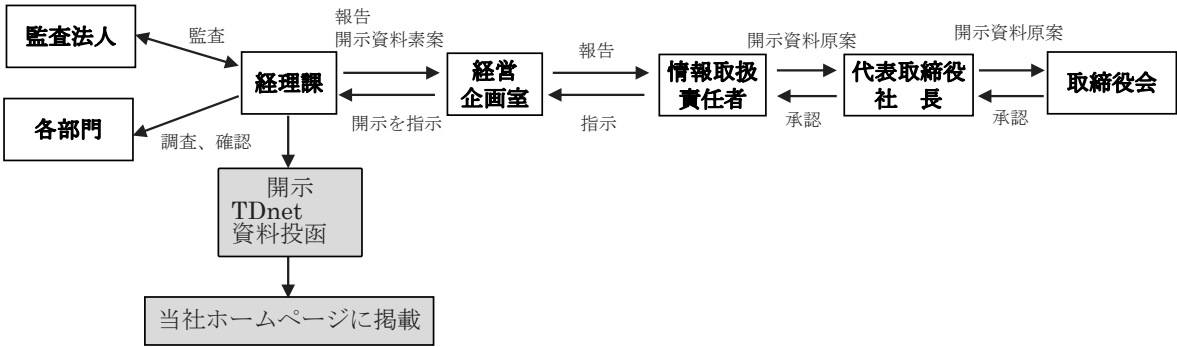
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】

(決算に関する情報の適時開示業務フロー)



(決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー)

